

# 物価高対応子育て応援手当 のご案内

物価高の影響が長期化し、その影響を強く受けている子育て世帯を力強く支援し、こどもたちの健やかな成長を応援するため、**こども1人につき2万円の一時金**「物価高対応子育て応援手当」を支給します。

## 1. 支給対象者

令和7年9月分（※）の児童手当受給者  
（※令和7年9月に出生した児童については10月分）

手続き不要

令和7年10月1日から令和8年1月31日までに  
出生した児童の児童手当受給者

手続き不要

令和8年2月1日から令和8年3月31日までに  
出生した児童の保護者 ※出生届時にご案内します。

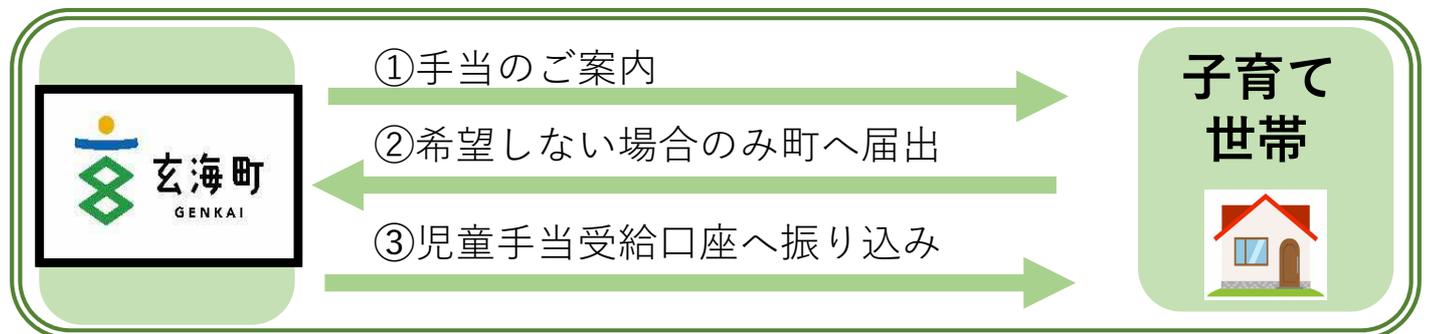
申請が  
必要です！

※詳しくは裏面の「よくあるご質問」をご覧ください。

## 2. 支給額

対象児童 **1人** につき **2万円**

## 3. 支給までの流れ（申請が必要でない場合）



## 4. お問い合わせ

玄海町こども・ほけん課 こども係

0955-52-2159  
平日（8:30～17:15）

こども家庭庁 コールセンター

0120-252-071  
平日（9:00～18:00）



※裏面に続きます。必ずご確認ください！➡

## 5. よくあるご質問

### Q. 手当の対象となる子どもは？（支給対象児童）

A. 大きく分けて、以下の方が支給の対象となります。

- ①令和7年9月分（※）の児童手当の支給対象児童  
（※令和7年9月に出生した児童については10月分）
- ②令和7年10月1日から令和8年1月31日までに出生した児童
- ③令和8年2月1日から令和8年3月31日までに出生した児童

### Q. だれに支給されますか？（支給対象者）

A. 上記①及び②は児童手当受給者、  
または上記③の保護者のうち生計を維持する程度の高い方が支給の対象者です。

### Q. 手続きは必要なの？（手続き）

A. 上記①及び②の児童手当受給者は手続き不要です。  
または上記③の保護者は申請が必要となります。※出生届時にご案内します。

### Q. どんな方法でもらえるの？（支給方法）

A. 口座に振り込みます。

- ①児童手当受給者は、原則 令和7年10月支給時（※）の児童手当受給口座に振り込みます。  
（※令和7年9月に出生した児童は12月支給時の口座）  
上記②の場合も児童手当受給口座へのお振込みとなります。  
上記③の申請を行った保護者は、申請書で指定した口座に振り込みます。

※口座が解約・変更等により振込みができない場合は支給されませんので、必ず下記の窓口にお問い合わせください。

～ こんなときはどうするの ～

### Q. 町外へ引っ越した場合はどうなりますか？

A. 児童手当受給口座に、9月30日時点の住所地市町村から振り込まれます。ご不明な点があれば、令和7年9月分（10月支給時）の児童手当を支給をした引っ越し前の市町村にお問い合わせください。

### Q. DV被害により、子どもと避難していますが、手当は受け取れますか？

A. DV被害により避難している場合は、避難先の市町村で手当の支給を受けることができる場合がありますので、なるべく早く下記の窓口にご相談ください。住民票を動かす必要はなく、配偶者のいる市町村に連絡する必要もありません。

### Q. 父母が離婚または離婚協議中かつ別居している場合、誰が手当を受け取れますか？

A. 同居優先により令和7年9月分（10月支給分）の児童手当の受給資格が認められた方へ支給となります。なお、基準日（令和7年9月30日）後に、離婚または離婚協議中かつ別居していたことにより、児童手当の受給者を変更した場合は、申請により変更後の方へ支給します。

## 6. 公務員の方へ

公務員の方は、各所属長に対し職員の方への申請勧奨を行うこととなっています。本手当のお手続きについては、職場にご確認ください。

申請先は、令和7年9月30日（基準日）時点でお住まいの市町村窓口です。

公務員は  
申請が必要  
です！



「物価高対応子育て応援手当」に関する

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。